

香芝市告示第104号

香芝市習い事・塾代助成事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月20日

香芝市長 三橋和史

香芝市習い事・塾代助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、習い事・塾等の利用に係る保護者の経済的負担を軽減することにより、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）又は特別支援学校（中学部に限る。）（以下これらを「中学校等」という。）の生徒が多種多様な学び及び体験の機会を得る契機となるよう、香芝市習い事・塾代助成事業（以下「事業」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 習い事・塾等 学校外において、学習の指導を行うもの又はスポーツ若しくは文化芸術に係る活動の指導を行うものをいう。
- (2) 参画事業者 第10条第2項の規定により登録を受けた者をいう。

(事業)

第3条 事業は、香芝市習い事・塾代助成券（第1号様式。以下「助成券」という。）を交付することにより行うものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象となる者は、中学校等に就学する者のうち次に掲げるもの（以下「対象生徒」という。）の保護者（親権を行う者若しくは未成年後見人又は市長がこれらに準ずると認める者をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 毎年4月1日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき香芝市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 年度の途中（3月1日から3月31日までを除く。次号ロにおいて同じ。）に市に転入し、住民基本台帳法の規定に基づき市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、保護者その他親族の暴力等を理由に避難するため市に居住しており、次のいずれかに該当する者
 - イ 香芝市内の中学校等に4月1日時点で就学している者
 - ロ 香芝市内の中学校等に年度の途中に転学してきた者

(助成券)

- 第5条 助成券は、参画事業者が行う習い事・塾等に係る料金のうち、次条第1項の規定による交付の決定の日（第6項において「交付決定日」という。）の属する年度分の料金の支払に使用することができる。
- 2 助成券の利用可能額は、助成券1枚につき500円とし、一度に複数使用することができる。
- 3 助成券は、500円以下の支払についても使用することができる。この場合において、残金相当額の返金等を行わないものとする。
- 4 助成券の交付枚数は、次の各号に掲げる区分に応じ、1対象生徒につき1年度当たり当該各号に掲げる枚数とする。
- (1) 前条第1号及び同条第3号イに掲げる者 12枚
- (2) 前条第2号に掲げる者 転入の日が属する月から当該日が属する年度の3月までの月数に1を乗じた数の枚数
- (3) 前条第3号ロに掲げる者 香芝市内の中学校等に転学してきた日が属する月から当該日が属する年度の3月までの月数に1を乗じた数の枚数
- 5 助成券の交付は、1対象生徒につき1年度当たり1回限りとする。
- 6 助成券の使用期限は、交付決定日が属する年度の3月31日までとする。
- 7 既に交付した助成券は、再発行しないものとする。
- 8 助成券は、交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(助成券の交付等)

- 第6条 市長は、公簿等及び香芝市教育委員会への照会により、毎月1日時点の対象生徒を確認した上で、当該対象生徒の保護者に対し、助成券の交付を決定し、速やかに助成券を交付するものとする。
- 2 対象生徒の保護者は、前項の規定により助成券の交付を受けたときは、市に当該助成券を返還することができる。

(助成券等の返還等)

- 第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成券の交付を受けた者がいるときは、既に交付した助成券を返還させ、及び既に助成券を使用している場合にあつては、その利用相当額について、当該使用した相手方に支払うよう求めることができる。

(参画事業者の登録基準)

- 第8条 参画事業者の登録の基準は、次の各号のいずれにも該当する者であることとする。
- (1) インターネット等を用いて習い事・塾等を提供する者以外の者にあつて

は、奈良県内又は奈良県に隣接する府県内に教室等又は事務所等を設置していること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

イ 教室等若しくは対象生徒の自宅等において又はインターネット等を用いて習い事・塾等を提供する者

ロ 香芝市地域クラブ設置要綱（令和8年4月1日施行）第1条の香芝市地域クラブ（以下「香芝市地域クラブ」という。）

ハ その他市長が指定する事業者

(3) 次条の事項を遵守すること。

(4) 第13条第1項の規定により、市長が習い事・塾等の実施状況等の報告を求め、又は現地調査を行う場合があることについて、あらかじめ同意すること。

(5) 暴力団（香芝市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

2 前項第2号イの規定にかかわらず、市長は、教材、用品等の販売のみを行う者を参画事業者として登録しないものとする。

（習い事・塾等を提供するに当たっての遵守事項）

第9条 参画事業者は、次に掲げる事項を遵守する者とする。

(1) 事業の趣旨を理解し、良質な習い事・塾等を提供すること。

(2) 対象生徒の適切な処遇及び安全を十分に確保すること。

(3) 参画事業者の職員は、豊かな人間性及び倫理観を備え、熱意のある者であること。

(4) いじめ（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項のいじめをいう。）の防止及び早期発見並びに当該行為に対する対処に努めること。

(5) 習い事・塾等の料金が公正であること。

(6) 習い事・塾等の料金について、助成券の使用を契機とした値上げ（経営努力では避けられない事由により料金の転嫁を行う等の合理的な理由に基づく場合を除く。）をしないこと。

(7) 個人情報の保護について万全を期すこと。

（登録の申請等）

第10条 参画事業者の登録を受けようとする者は、香芝市習い事・塾代助成

事業事業者登録申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、香芝市地域クラブにあっては、当該申請によって確認できる事項について市長が別に確認できるときは、当該申請があったものとみなす。

- (1) 習い事・塾等の運営の実態が確認できる書類
- (2) 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (3) 団体の規約等及び代表者が確認できる書類（法人格を有しない団体の場合に限る。）
- (4) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人の場合に限る。）
- (5) 習い事・塾等の内容が分かる書類
- (6) 習い事・塾等の料金が分かる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容及び第8条第1項に規定する登録の基準に適合するかどうかを審査し、適当と認めたときは、登録を決定し、香芝市習い事・塾代助成事業事業者登録通知書（第3号様式）により、当該申請をした者（香芝市地域クラブを除く。）に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、登録をしないことを決定したときは、香芝市習い事・塾代助成事業事業者不登録通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

4 参画事業者の登録の有効期限は、第2項の規定による登録の日が属する年度の3月31日までとする。

5 前項の規定にかかわらず、市が参画事業者に聞取り等を行うことにより、第1項の規定による申請及び次条第1項の規定による届出の内容に変更がないと認めたときは、有効期限を更に1年延長するものとする。

6 市長は、第2項の規定により参画事業者の登録をしたときは、当該参画事業者の所在地、名称等について、市のホームページ等で公表するものとする。
（変更の届出）

第11条 参画事業者は、次の事項について変更があり、又は変更をしようとするときは、香芝市習い事・塾代助成事業事業者登録事項変更届（第5号様式）に、当該変更の内容が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、香芝市地域クラブにあっては、当該届出によって確認できる事項について市長が別に確認できるときは、当該届出があったものとみなす。

- (1) 教室等及び事務所等の所在地、名称及び代表者

- (2) 習い事・塾等の内容
- (3) 習い事・塾等の料金
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、香芝市習い事・塾代助成事業事業者登録事項変更届受理通知書（第6号様式）により、当該届出をした者（香芝市地域クラブを除く。）に通知するものとする。

（登録の辞退）

第12条 参画事業者は、参画事業者の登録を辞退しようとするときは、香芝市習い事・塾代助成事業事業者登録辞退届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（報告等）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、参画事業者に対し、習い事・塾等の実施状況等の報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により習い事・塾等の実施状況等の報告を求め、又は現地調査を行う場合は、あらかじめ参画事業者の同意を得た上で行うものとする。

（登録の取消し）

第14条 市長は、参画事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、参画事業者の登録を取り消すものとする。

- (1) 第8条第1項に規定する登録の基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (2) 第10条第4項の有効期限（同条第5項の規定により有効期限が延長された場合は、当該延長された有効期限）が到来したとき。
- (3) 第12条の規定による辞退の届出があったとき。
- (4) 正当な理由がなく、前条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の現地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 市長は、前項各号の規定により、参画事業者の登録を取り消したときは、香芝市習い事・塾代助成事業事業者登録取消通知書（第8号様式）により、参画事業者に通知するものとする。

（助成券利用相当額の請求等）

第15条 参画事業者は、助成券の使用があったときは、助成券の利用相当額について市長に請求することができる。

2 前項の場合において、参画事業者は、第5条第3項の規定により500円以下の支払について助成券の使用があった場合は、実費について請求しなければならない。

3 参画事業者は、第1項の規定により請求しようとするときは、1月分を一

括し、原則として、助成券の使用があった日が属する月の翌月の10日（3月に使用があった場合は、3月31日）までに、香芝市習い事・塾代助成券利用相当額請求書（第9号様式）に、使用された助成券を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査の上、速やかに助成券の利用相当額を支払うものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、香芝市地域クラブに係る助成券の利用相当額の支払等については、公金振替により行うものとする。

（助成券利用相当額の返還）

第16条 市長は、偽りその他不正な手段により助成券の利用相当額の支払を受けた者がいるときは、既に支払した助成券の利用相当額を返還させることができる。

（保証及び責任）

第17条 市は、参画事業者が提供する習い事・塾等の内容、品質、安全性等について、保証しないものとする。

2 市は、参画事業者が提供する習い事・塾等の利用に当たり生じた損害、苦情等について、一切の責任を負わないものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、令和8年4月1日及び同年5月1日時点の対象生徒に係る助成券の交付の決定及び助成券の交付については、同年6月30日までに行うものとする。

附 則


この要綱は、令和8年6月15日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

（表）

年度 香芝市習い事・塾代助成事業	No.
使用期限	年 月 日
香芝市習い事・塾代助成券	
中学生 ¥	
対象生徒氏名	住所
_____	_____

（裏）

備考	
1 この助成券は、香芝市習い事・塾代助成事業の参画事業者が行う習い事・塾等に係る料金の支払にのみ使用できます。	
2 この助成券は、交付決定を受けた方以外は使用できません。	
3 この助成券の盗難、紛失又は毀損による再発行は行いません。	
4 使用期限を過ぎた助成券は、無効となります。	
5 この助成券は、返金し、及び換金することができません。	
6 この助成券で、釣銭は出ません。	
7 偽りその他不正な手段によるこの助成券の使用が発覚した場合は、既に支払した助成券の利用相当額の返還を求めることがあります。	
参画事業者名 記入欄	<input type="text"/>
	香芝市 Kashiba City

第2号様式（第10条関係）

香芝市習い事・塾代助成事業事業者登録申請書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

電話番号

香芝市習い事・塾代助成事業の参画事業者の登録を受けたいので、香芝市習い事・塾代助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第10条第1項の規定により、関係書類を添付して次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、要綱の規定を遵守することを誓約します。

また、要綱第8条第1項第4号の規定により、市長が習い事・塾等の実施状況等の報告を求め、又は現地調査を行う場合があることについて、あらかじめ同意します。

- 1 教室等又は事務所等の所在地
- 2 教室等又は事務所等の名称
- 3 教室等又は事務所等の代表者職氏名
- 4 習い事・塾等の概要

添付書類

- 習い事・塾等の運営の実態が確認できる書類
- 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 団体の規約等及び代表者が確認できる書類（法人格を有しない団体の場合に限る。）
- 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人の場合に限る。）
- 習い事・塾等の内容が分かる書類
- 習い事・塾等の料金が分かる書類
- その他市長が必要と認める書類

第3号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市習い事・塾代助成事業事業者登録通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市習い事・塾代助成事業の参画事業者の登録について、次のとおり登録しましたので、香芝市習い事・塾代助成事業実施要綱第10条第2項の規定により、通知します。

- 1 教室等又は事務所等の所在地
- 2 教室等又は事務所等の名称
- 3 習い事・塾等の概要

第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市習い事・塾代助成事業事業者不登録通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市習い事・塾代助成事業の参画事業者の登録について、次の理由により登録しないことと決定しましたので、香芝市習い事・塾代助成事業実施要綱第10条第3項の規定により、通知します。

登録しない理由

第5号様式（第11条関係）

香芝市習い事・塾代助成事業事業者登録事項変更届

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

電話番号

香芝市習い事・塾代助成事業の参画事業者の登録について、登録事項に変更があり、又は変更したいので、香芝市習い事・塾代助成事業実施要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

2 変更の日

添付書類

変更の内容が分かる書類

第6号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市習い事・塾代助成事業事業者登録事項変更届受理通知書

年 月 日付けで届出のあった香芝市習い事・塾代助成事業の参画事業者の登録事項の変更について、受理しましたので、香芝市習い事・塾代助成事業実施要綱第11条第2項の規定により、次のとおり通知します。

変更の内容

第7号様式（第12条関係）

香芝市習い事・塾代助成事業事業者登録辞退届

年 月 日

香芝市長

所 在 地

事 業 者 名

代表者職氏名

電 話 番 号

年 月 日付けで登録を受けた参画事業者の登録について、辞退
したいので、香芝市習い事・塾代助成事業実施要綱第12条の規定により、次の
とおり届け出ます。

- 1 教室等又は事務所等の所在地
- 2 教室等又は事務所等の名称
- 3 辞退の日

第8号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市習い事・塾代助成事業事業者登録取消通知書

年 月 日付け 第 号で登録した香芝市習い事・塾代助成事業の参画事業者の登録について、次のとおり登録を取り消します。香芝市習い事・塾代助成事業実施要綱第14条第2項の規定により、通知します。

- 1 教室等又は事務所等の所在地
- 2 教室等又は事務所等の名称
- 3 取消しの日
- 4 取消しの理由

第9号様式（第15条関係）

香芝市習い事・塾代助成券利用相当額請求書

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者職氏名

印

電話番号

香芝市習い事・塾代助成券の利用相当額について支払を受けたいので、香芝市習い事・塾代助成事業実施要綱第15条第3項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円
年 月分

No.	対象生徒氏名	使用枚数	500円× 使用枚数	500円未満の使用	合計
		枚	円	枚 / 円	円
		枚	円	枚 / 円	円
		枚	円	枚 / 円	円
		枚	円	枚 / 円	円
		枚	円	枚 / 円	円
		枚	円	枚 / 円	円
		枚	円	枚 / 円	円
		枚	円	枚 / 円	円
		枚	円	枚 / 円	円
		枚	円	枚 / 円	円
		枚	円	枚 / 円	円
		枚	円	枚 / 円	円
		枚	円	枚 / 円	円
		枚	円	枚 / 円	円
合	計	枚	円	枚 / 円	円

2 振込先

金融機関名							
支店名							
支店コード							
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()						
口座番号							
フリガナ							
口座名義人							

備考 この請求書は、1月分を一括し、原則として、助成券の使用があった日が属する月の翌月の10日（3月に使用があった場合は、3月31日）までに提出してください。

添付書類

使用された助成券